

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方について

パブリックコメントで寄せられた意見

外務省総合外交政策局

子の親権問題担当室

目次

はじめに	4
第1 中央当局の指定	4
第2 子の返還に関する援助	4
1. 返還援助申請	4
2. 返還援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合	5
3. 子の返還に関する援助の実施	5
4. 国内における子の所在の確知	6
5. 子に対する更なる害又は利害関係者に対する不利益の防止	10
6. 子の任意の返還又は問題の友好的解決	13
7. 子の社会的背景に関する情報の交換	14
8. 子の返還を得るための司法上の手続の開始についての便宜の供与	15
9. 法律に関する援助及び助言の提供についての便宜の供与	15
10. 子の安全な返還の確保	16
第3 子との接触に関する援助	17
1. 接触援助申請	17
2. 接触援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合	18
3. 子との接触に関する援助の実施	19
第4 不服申立ての制限	22
第5 その他	22

はじめに

1. 平成23年9月30日から同10月31日まで外務省は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方について意見募集を実施した結果、団体・個人から計168件の意見が寄せられた（括弧内は略称）。

【団体】20（親子の面会交流を実現する全国ネットワーク，日本弁護士連合会（日弁連），レフト・ビハンド・ペアレンツ・ジャパン，しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西，大阪弁護士会，兵庫県弁護士会，ハンドインハンド大阪の会，NGO すぺーすアライズ，BACHome，しんぐるまざーずふおーらむ・尼崎，親子の交流断絶防止法制定を求める全国連絡会，ウイメンズセンター大阪（2意見），W・Sひょうご，親子ネット十勝支部代表，フェミニストカウンセリング神戸，親子の絆ガーディアン，NPO 法人保育支援センター，CRCjapan，在京大使館（オーストラリア，カナダ，フランス，ニュージーランド，英国，米国））

【個人】148

（注1：同一の団体或いは個人より複数提出があったものについては，1件とカウントするものとする）

2. 本資料は，寄せられた意見を【賛成】【反対】等の項目に整理し，件数を表記した。寄せられた意見のうち，重複しているものについては集約し，その概要を紹介している。なお，【賛成】【反対】でもない意見については，【意見】としてその概要を紹介している。

[用語説明]

法制審議会 : 法制審議会ハーグ条約部会の略。

ハーグ条約 : 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）の略。

ADR : 裁判外紛争解決手続。Alternative Dispute Resolution の略。

DV : Domestic Violence の略。

LBP : 子を連れ去られた親。Left Behind Parent の略。

TP : 子を連れ去った親。Taking Parent の略。

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方について（パブリックコメントで寄せられた意見の概要）

（意見は提出順に掲載）

第1 中央当局の指定

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称。以下「条約」という。）第6条第1項の中央当局は、外務大臣とする。

【賛成】 2件

【反対】 1件

●外務省では、なんら国内に出先機関がなく、子の発見、任意の返還の交渉に役に立たないため、外務省が中央当局になることに反対。法務省が中央当局になるべき。（個人）

第2 子の返還に関する援助

1. 返還援助申請

（1）条約第8条に規定する申請（以下「返還援助申請」という。）は、書面（日本語又は英語により記載したものに限り。）を外務大臣に提出して行うものとする。

【賛成】 2件

●今後ハーグ条約への加盟国は増加すると考えられること、LBPIにとって使いよい手続とするのが妥当であることから、日本と関係の深いアジア諸国の言語を中心に使用できる言語を追加していくべき。（日弁連）

（2）（1）の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 申請者、子及び当該子を連れ去り、又は留置している者の特定に関する事項

イ 可能な場合には、子の生年月日

ウ 子が一の条約締約国に常居所を有していたこと、申請者が当該条約締約国の法令により監護の権利を有しており、かつ、子の連れ去り又は留置が当該監護の権利を侵害することその他の申請者が子の返還を請求する根拠

エ 子の所在及び子と共に所在すると推定される者の特定に関する全ての入手可能な情報

【賛成】 2件

●概ね賛成であるが、（2）アは、「子及び当該子を現に監護している者の特定に関する事項」とすべきである。法制審部会では、返還手続の相手方として、「現に子を監護している者」に当事者適格がある者としていることから、返還援助申請の対象も同様とすべき。（日弁連）

●（2）アの「特定に関する事項」については、より明確な細則を策定していくのが妥当。また、監護の権利を有していることや権利の侵害の根拠に関して、中央当局が、他国の監護に関する法制についてできる限り情報を集約しておくことが望ましい。（大阪弁護士会）

(3) 返還援助申請に必要な書類(注) その他詳細については、なお検討するものとする。

(注：返還援助申請に必要な書類は、例えば、以下が想定される。

- ・返還援助申請書
- ・子が16歳未満である根拠
- ・監護の権利を有していることを証明する根拠)

【賛成】 2件

(4) (1) の申請は、申請者が我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて送付するか、又は外務大臣に対し直接行うものとする。

【賛成】 2件

2. 返還援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合

(1) 外務大臣は、返還援助申請の対象である子が我が国以外の条約締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由があるときは、当該返還援助申請を当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付するものとする。

(2) 外務大臣は、(1) の送付をしたときは、その旨を申請者(我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて返還援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局)に通知するものとする。

【賛成】 2件

● (2) について、子が所在する国・地域名と、その判断根拠をLBP に告げることができることとすべき。

TPの所在する場所について中央当局へは情報を集約するが、他国の中央当局やLBP には告げないという制度の提案に関し、子が他の国に所在する場合には、迅速な返還のため、LBP が上記の情報を取得する必要性が高い。またTPの住所ではなく他の「国・地域」に行ったという情報提供にとどまるならば、TPの利益を害する程度も薄い。(大阪弁護士会)

3. 子の返還に関する援助の実施

(1) 1. による返還援助申請があったとき(我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて返還援助申請の送付を受けたときを含む。)は、(2) に基づき却下した場合を除き、外務大臣は、4. から10. までの必要な援助を行うものとする。

【賛成】 2件

(2) 外務大臣は、返還援助申請に係る書類に照らし次のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、当該申請を却下することができるものとする。

ア 子が16歳に達していること。

イ 子が我が国に現に所在しないこと(2.(1)の場合を除く。)

ウ 連れ去り又は留置が行われたとされる時の直前に子が一の条約締約国に常居所を有していなかったこと。

エ 子の連れ去り又は留置が申請者の監護の権利を侵害しないこと。

オ 子の連れ去り又は留置が行われたとされる時に、我が国又は子が常居所を有していた国について(2.(1)の場合においては、我が国又は子が現に所在する国について)条約が効力を生じていなかったこと。

【賛成】 2件

● 4に規定する子の所在の確知のための調査手続の過程で子が我が国に現に所在しないことが明らかになった場合にも、申請を却下できるものとするべき。(日弁連)

● (2)のアからウとオは、通常形式的な審査で確定できるものと思われるが、エについては性質が異なり、裁判所の手続の中で最終的に決定されていくべき問題とも思える。中央当局の判断と裁判所の判断に齟齬が生じた場合にどのような対応をするか(たとえば、中央当局は申請を却下したが、後に裁判所が申立を認めた場合には、中央当局は改めて申請を受理するなど)、検討しておくべき。なお、申請の要件を備えているかどうか微妙な事案の場合、中央当局の第2.4から10に記載される必要な援助ごとに個別に援助の可否を考えることも検討すべき。(大阪弁護士会)

(3) 外務大臣は、返還援助申請を却下したときは、その旨及びその理由を申請者(我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて返還援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局)に直ちに通知するものとする。

【賛成】 2件

● 不服申立の便宜のためにもこれを通知するべきである。なお、不服申立の手続についても具体的に教示すべき。(大阪弁護士会)

【意見】 1件

4. 国内における子の所在の確知

(1) 外務大臣は、返還援助申請の対象である子及び当該子を連れ去り、又は留置している者の国内における所在を確知するため必要と認めるときは、関係行政機関、関係地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人等の長、特殊法人及び認可法人の代表者に対して、その確知のために必要な情報(個人情報を含む。)の提供を求めることができるものとする。

【反対】 5件

●DV が原因で加害者から避難している場合は所在を確認されるのは大変危険である。何よりもまず母子の安全を第一に考えた方策が必要。(個人)

●例えばDV や虐待の相談機関・保護機関や医療機関も当然に情報の提供を義務付けられることになり、他方、「提供すべき個人情報の範囲及び提供の仕方はなお検討を要する」とされ、不相当に広がる恐れがある。(個人)

【意見】 1 件

●提供すべき情報の範囲は、過度に広く解釈されることを防ぐため、明示されるべきである。(兵庫県弁護士会)

(2) (1) により情報の提供を求められた者は、遅滞なく、外務大臣にその情報を提供するものとする (注)。

(注1：外務大臣の要請に応じて提供する資料に含まれる個人情報は、その要請の相手方が①行政機関である場合は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第1項、②独立行政法人等である場合は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年方第59号)第9項第1条、③地方公共団体又は地方独立行政法人である場合は、各地方公共団体の個人情報の保護に関する条例に、それぞれ目的外利用及び提供の制限の例外として定められている「法令に基づく場合」等、④その他の者(民間の団体)である場合は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第1号、に該当すると整理する。以下7. 及び10. における必要な情報における個人情報も同様。

また、提供すべき情報の範囲及び情報提供の仕方については、なお検討するものとする。以下、第2の7及び10並びに第3の3において提供すべき情報についても同様である。)

【賛成】 (1 件)

●提供すべき情報の範囲は、明示すべき。提供される情報は、子の所在の確知に必要な範囲に限定すべきであり、提供される情報の範囲をガイドライン等により明記すべき。

「関係のある民間団体」の範囲を明記した上で、民間団体による必要な個人情報の提供を実効性のあるものとするため、(2)と同様の規定をすべきであるほか、提供すべき情報の範囲は、明示すべき。他方、「関係のある民間団体」という規定では、情報提供が義務付けられる民間団体の範囲が必ずしも明らかでないことから、義務付けの対象となる民間団体を可能な限り特定し、また提供すべき情報の範囲を明らかにすべき。(日弁連)

【反対】 8 件

●DV 被害者とその被監護児の安全と安心を守るため少なくとも、子の所在確認について公的機関の情報提供義務を認めることは反対。また、とりわけDV の相談・保護機関については情報提供の拒否ができることを明文で定めるべき。(NGO すぺーすアライズ, 個人)

(3) 外務大臣は、(1) のほか、関係のある民間の団体に対して、子及び当該子連れ去

り、又は留置している者の所在を確知するために必要な個人情報の提供を求めることができるものとする（注1）。

（注1：ただし、民間の団体については、上記（2）の情報提供の義務は課さない。）

（注2：申請者からの情報のみでは子の所在を確知することができない場合には、中央当局は、おおむね以下の手順で段階的に関係機関に対し照会することを想定しており、関係機関との具体的な協力の仕方については、なお検討するものとする。

- ①子の日本への入国事実を確認するための出入国記録
- ②子の本籍地を確認するための旅券発給申請情報
- ③子の現住所を確認するための住民基本台帳や戸籍の附票
- ④子の就学に関する情報又は子及び子の監護者の社会保障給付情報

【反対】 9件

●民間団体に対しては「情報提供の義務は課さない」としているものの、「関係のある民間の団体」の範囲は曖昧で、中央当局の広範な裁量にゆだねられる可能性がある。また、DVや虐待の相談機関・保護機関や医療機関にまで情報提供を求めることができることは、これらの機関が情報提供を義務付けられないとしても、相談者・被害者らに過度の緊張を強いることになる。被害者支援にあたる民間団体の活動を萎縮させることに繋がりがねない。（個人）

●シェルター関係者は、DVで逃げてきた女性と子を守る責任がある。（個人）

【意見】 4件

●必要な個人情報を有している者は、団体に限らず、個人の場合もあるので、同所中「関係のある民間の団体」の下に「又は個人」を加えるべき。（個人）

●子の所在の特定は、手続開始にあたって中央当局に課せられた重大な任務であり、中央当局に子の所在に関する情報が確実に集約されるようにすべき。情報の提供を求められた関係機関が、法的責任や道義的責任の追及等に躊躇せずに中央当局に情報提供できるよう、裁量の余地をなくし、かつ協力を義務づける根拠法規を定めるべき。ただし、TPや子の個人情報保護の観点を考慮すれば、中央当局における集約された情報の管理は万全にすべき。また、中央当局が、提供を求める対象機関を限定しすぎるのは適当でないが、効率性や、個人情報の過度な流出を防ぐためにも、情報提供を求める相手や情報の項目は定めておく方が適当ではないか。また、所在の確知の対象は、当該子のみか、TPも含むかは議論のあるところであるが、中央当局の取るべき措置や司法手続の便宜から言って、当該子の所在が分かれば十分ではないかと考えられるが、返還手続における申立書の送付の必要性などを踏まえて検討すべき。（大阪弁護士会）

（4）返還援助申請の対象である子が我が国に現に所在している可能性がある場合において、（1）及び（2）の措置をとったにもかかわらず、その所在を確知することができないときは、外務大臣は、当該子に関し、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第30条の規定に基づく措置をとるよう求めることができるも

のとする。

(注：入国記録は存在するが出国記録は存在しないことから、我が国国内に所在している可能性が高いにもかかわらず、行政機関や地方公共団体から得られた情報では子の所在を確知することができない場合には、中央当局が警察に行方の調査等を求めるものとするのが適当と考えられる。)

【賛成】 1 件

●行方不明者の居所を調査する機能を果たすという観点からは、警察に調査を求めるのが適切。(大阪弁護士会)

【意見】 7 件

●行方不明者発見活動に関する規則第 30 条の規定に基づく措置を取るよう求める場合は、「(1)から(3)までの措置をとったにもかかわらず」とすべきであり、限定的であるべき。また、行方不明者発見活動を行うに際しては、子に対する過度のプライバシー侵害となることから、行方不明者に関する資料を、警察署の掲示板への掲示やインターネットの利用などにより公表すること(同規則第 14 条)は、避けるべき。(日弁連、個人)

●偽りの DV 被害者による DV 保護命令申し立てをされた場合の対応について明確にされたい。DV 防止法は平成 16 年の改正で「援助」の規定が盛り込まれたため、自分の居所を知られたくない場合、警察に対して、「捜索不受理届」を出すと、配偶者(多くは男性)は相手方の行方を知ることができなくなる。これは、妻が DV 被害者と自己申告すればよく、その他には何の要件も必要としない。DV 冤罪被害者が世に溢れるのは当然。ハーグ条約における迅速な子の返還の義務に大きな支障が出る可能性がある。(個人)

(5) 外務大臣は、(1)から(3)までの措置に基づき取得した個人情報を申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に提供してはならないものとする。ただし、申請者又は我が国以外の条約締約国の中央当局から子の所在に関する情報の提供を求められた場合において、当該子を連れ去り、又は留置している者の同意があり、当該情報の提供を受ける申請者又は我が国以外の条約締約国の中央当局が情報の提供を受ける目的(注 1)以外の目的で当該情報を利用することがないと認められ、かつ、当該個人情報を提供することにより当該子の権利利益を不当に侵害するおそれがないときはその限りでない。

(注 1：当該情報の提供を受ける申請者又は我が国以外の条約締約国の中央当局が情報の提供を受ける目的とは、当該条約締約国で行われている本案に係る裁判手続のために必要とされる等が想定される。)

(注 2：新たに創設される子の返還に係る司法手続との関係においては、相手国の中央当局及び申請者が子の所在情報を了知せずとも、我が国において当該司法手続を開始・遂行することが可能となる仕組みが構築されることが必要となる。)

【反対】 11 件

●DV が原因で加害者から避難している場合は所在を確認されるのは大変危険。何よりもまず母子の安全を第一に考えた方策が必要。(個人)

●「外務大臣は、(1)から(3)までの措置に基づく個人情報を、返還手続を行う裁判所以外に提供してはならないものとする。ただし、5(1)の場合を除く」とすべき。また、当該子を連れ去り、留置している者の同意がある場合は、取得した個人情報の取扱いの例外としてではなく、「6. 子の任意の返還又は問題の友好的解決の支援」として位置付け、本人からの要請に基づき、必要な支援の一環として情報提供等を行うべき。

(5)では、外務大臣が取得した個人情報の提供先を裁判所に限定し、申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に対し提供することを認めないこととすべき。(日弁連、個人(第三パラ))

●中央当局への情報集約については積極的に行われるべきであるが、原則として、子やTPの所在に関する情報は、LBPや相手方中央当局には開示せず、TPの真摯な同意がある場合に限って開示を認めるべき(ただしそのような場合は、TP自身から申請者に開示することもできると思われる)。このような制度により、TPの側のこの制度への信頼を確保することが、円満な解決の促進の観点から重要。なお、子の所在情報を開示しないことと、裁判管轄の決定との関係についてなお検討すべき。

少なくとも返還請求の承認の裁判を執行する段階では、子の所在をLBPに告げないとは考えにくく、裁判手続の進行の流れの中で、いずれかの段階でこれを開示することになると考えられる。子やTPの所在についての情報がLBPに開示される場合や、段階、方法等についてもなお検討されるべき。(大阪弁護士会)

●子の所在などに関する個人情報に関し、DVや虐待の被害者への更なる被害を防止するため、申請者への情報開示については、慎重に対処する必要あり。申請者には、情報を開示せず管轄裁判所のみが告げられるものとし、管轄裁判所管内における中央当局の出先機関が、当初は相手方の仮の送達場所となって相手方との連絡を行い、その後は相手方において送達場所の届出を行うといった方法がとられるべき。

或いは、せめて、第4(1)ないし(3)の個人情報の提供の求めがあったときには、①情報提供義務を負う者は、情報提供前に当該個人に対しこの求めがあったこと及び、同時に特に申請者に所在を秘すべき事情があった場合は、それを含めて中央当局に回答する、②中央当局は、特に申請者に所在を秘すべき事情の主張がある場合は、申請者には管轄裁判所のみを告げ、上記のような方法で対応するといった配慮が必要。(兵庫県弁護士会)

●例外的であれ、他国の中央当局に情報を流すような扱いは許されない。他国の中央当局から当事者に情報が流れ、所在が当事者に知られることにより、深刻で取り返しのつかない事態が発生しかねず、この点は極めて重要。(個人)

5. 子に対する更なる害又は利害関係者に対する不利益の防止

(1) 外務大臣は、返還援助申請の対象である子が日本国内において虐待を受けているとの情報を得た場合は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に対し、当該子の安全を確認するよう求めることができるものとする。

【賛成】 1件

●安全確認の結果、児童相談所が子の一時保護措置や、児童福祉施設への入所措置、里親委託措置をとることがありうるが、これらの場合の本手続や裁判手続との関係については、なお検討されるべき。(大阪弁護士会)

【意見】 1件

●子の安全の確認を求めるのではなく、児童福祉法及び児童虐待防止法上の通告をすることとするのが適切。また、虐待の情報を得た場合、中央当局において「必要と認める場合」に通告するとするべき。なお、返還命令手続中に児童相談所等が子を監護する状況となった場合は、中央当局は速やかにその旨を裁判所に伝えることとするべき。

また、もたらされる情報の内容や情報提供者によっては、児童福祉法や児童虐待防止法上の虐待に該当しないと思われるものや何ら根拠がないにもかかわらず虐待だと主張している場合などもありうるので、情報を得た中央当局において、必要と認める場合に通告するという規定にするのが妥当。

なお、法制審部会中間取りまとめでは、返還命令手続中に虐待等の事情で児童相談所等が子を監護する状況となった場合、相手方の地位は監護親から当該施設に移ることになることから、同状況が生じた場合は、中央当局は速やかにその旨を裁判所に知らせるようにするべき。(日弁連)

(2)

ア 外務大臣が、返還援助申請の対象である子が日本国外に連れ去られることを防ぐため、当該子を連れ去り、又は留置している者に対し、当該子名義の全ての旅券の任意の提出を求めることができるものとすべきか、なお検討するものとする。

【賛成】 1件

●子の再連れ去りについては、TPによる他国への再連れ去り、LBPによる他国への再連れ去り(自力救済)が想定されるところ、旅券の任意提出はこれらを防止する方法として有効であり、当事者の任意によるもので最も問題が少ない手段であることから、積極的に認めるべき。(日弁連)

イ 外務大臣は、アの措置のほか、返還援助申請の対象である子が日本国外に連れ去られることを防ぐため、適切な措置をとるものとし、具体的にどのような措置をとることができるかについては、なお検討するものとする。

(注：現行の旅券事務の運用においては、未成年者の旅券発給申請書には、戸籍謄(抄)本によって確認できる共同親権者の一方の署名をもって、他方もこれに同意しているものとみなして旅券発給を行っている。ただし、親権者の一方から、未成年者である子への旅券発給を望まない旨の明示的な意思表示が都道府県旅券事務所や在外公館等に対し行われた場合、又は窓口における対応等において、父母が親権につき協議中であることが判明した場合には、他方の親権者の同意書の提出を求めており、提出がない場合は、原則として、旅券を発給し

ていない。この措置を引き続きとることが適切であると考えられる。

さらに、再連れ去り防止の観点から、再連れ去りの疑いがある個別事案については、外務大臣が法務省に対して出国事実の照会を行うことが考えられる。

上記措置以外にどのような措置をとることができるかについては、なお検討するものとする。）

【意見】 6件

●TP 又は LBP による他国への再連れ去りを防止するため、①当事者が裁判所において子を出国させない旨の合意をした場合は子の出国を止めることができるよう、出国に関する立法的手当てを講じるべき。また、②裁判所から旅券保管、出国禁止の保全命令が出た場合は、それらが実効性を持つ措置を講じることができるよう、立法的手当てをすべき。さらに、③中央当局に対する申請に基づく旅券の発給留保の措置を講じるべき。また、日本国内における再連れ去りを防止するため、④転居の際の届出を義務付けるほか、国内外への再連れ去りを防止するため、⑤中央当局職員が直接訪問し、当事者（TP）が条約の内容や趣旨等について理解するよう十分に説明する体制とするべき。（日弁連）

●憲法は居住移転の自由を認めているのだから、旅券の保管・新規発給禁止、出国禁止などの措置をハーグ返還命令の申立があったというだけの理由で認めるとしたら、それは居住移転の自由に対する過度の制約である。国内法でこれまで認められてこなかった態様による規制をすることは反対。（個人）

【ア及びイに賛成】 1件

●国外への再連れ去りを防ぐため、旅券を中央当局において管理することは有効な手段と考えられるが、「任意」となると、実効性には懸念がある。「任意性」について、子を基準とするかTP を基準とするかが検討されるべき。任意の手続について中央当局が担うとしても、強制的な手続については裁判所による保全的な処分において検討されるべき。この中では、子の海外渡航の自由（憲法22条）や国際人権規約（B規約）との関係も問題になりうる。また、旅券の任意提出以外にも、国外への再連れ去りを防止する手段は設けるべき。考えられるのは、出国禁止の措置や旅券の発給保留などが考えられるが、この点も裁判所の保全的な処分との関係を検討すべき。また、国内の転居についても、子の返還や接触の権利が阻害される可能性があるから、中央当局への届出等、把握するための方法を検討すべき。「利害関係者に対する不利益の防止」については、まず「利害関係者」とは誰を指すのか具体的に検討したうえで、それぞれに対する不利益の防止策を規定すべき。（大阪弁護士会）

【アに反対】 3件

●国際結婚をしているカップルの場合、子の出国の際に共同親権である場合には、旅券に理由を付した上で、子の帰国を前提とした同意書を取り付ける必要がある（できれば、第三者機関の確認も付与する）。もし、その同意書通りに子の帰国がなかった場合には、中央当局と警察に届け出ること、中央当局が対応する。（個人）

●ハーグ条約の審理中に、子の出国禁止や旅券の一時保管を認めるべきではない。親族間の紛争や民事上の紛争を根拠として、国家が移動の自由を制限する措置を取ることは、私人間紛争への国家権力の過度の介入。憲法の人権条項との調整をどう考えるのか等について別途

十分に検討がなされるべき。TPによる再連れ去りについての措置のみならず、LBPによる不当な再連れ去りや、LBPがDV加害者や虐待親である場合の入国の制限などの措置も同時に検討すべき。(個人)

6. 子の任意の返還又は問題の友好的解決

外務大臣は、返還援助申請があったときは、当該子連れ去り、又は留置している者と申請者とが、自主的に問題の解決を図るために調整することに対し助力を与え、これによって当該子の任意の返還を実現し、又は問題の友好的な解決を図るよう、例えば次に掲げる措置をとることが考えられるが、具体的にどのような措置をとるのが適切かについては、なお検討するものとする。

一 申請者の同意を得た上で、子を連れ去り、又は留置している者に対し、当該子の任意の返還を実現し、又は問題の友好的な解決を図ることを促すこと(裁判所による返還命令が出された後の返還が円滑に行われるための支援も含む)。

二 家事審判法(昭和22年法律第52号)[家事事件手続法(平成23年法律第52号)]に基づく調停の制度を紹介(注)すること。

三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に基づき業務の認証を受けた民間紛争解決手続事業者又は弁護士会が設置する民間の裁判外紛争解決機関等であって、国際家事紛争を適確に取り扱うことができると認められるものを紹介すること。

四 一から三までのほか、各種相談に応じることのできる関係機関を紹介すること。

(注:家事審判法に基づく調停の制度を紹介することの適否については、法制審議会における調停制度の在り方についての議論も踏まえ、なお検討するものとする。)

【賛成】2件

●子の福祉の観点から見て、できる限り友好的な解決をはかることができることが望ましく、裁判外紛争解決機関における調停手続を創設し、これを積極的に利用する運用を定着させるべき。(大阪弁護士会)

【意見】2件

●既存の家事調停やADRなどの制度には、語学的な知識や心理学的アプローチの知識を兼ね備えているとは言い難い実態がある。外務省内に外国語の知識かつ臨床心理学の知識を兼ね備えた専門家チームを設置して対応することを、実施法に明記し実施することを考えるべき。(個人)

●外務省は司法機関でなく、返還例外が相当な事案か否かについて適切な判断ができないので、返還を前提とした紛争解決の調停等を行うべきでない。任意の返還を実現する措置として許されるのは、裁判所等の紛争解決機関の単純な紹介に限定されるべき。(個人)

●旅券の任意の提出については、現在の案では「子に対する更なる害又は利害関係者に対する不利益の防止」として位置付けられているが、当事者双方が相手方に対して「子の返還を準備する過程又は面会交流を実施している間に子が連れ去られるのではないか」と疑心暗鬼

になっている状態を和らげるために、「問題の友好的な解決」に資する措置として任意に行うものとして整理することが適当ではないか。(個人)

7. 子の社会的背景に関する情報の交換

(1) 外務大臣は、関係者(子の返還を得るための司法上又は行政上の手続に係る裁判所及びその当事者)からの求めがある場合において、適当と認めるときは、我が国以外の条約締約国(子が常居所を有していた国)の中央当局に対し、条約第7条第2項dに規定する子の社会的背景に関する情報(注1)の提供を求めることができるものとする(注2)。

(注1:社会的背景に関する情報)

個々の事案により様々なものが含まれ得るが、代表的なものとしては、人権相談記録及び人権侵犯事件記録、子の就学情報、児童福祉施設で作成される記録や民生(児童)委員が保有する情報、DV関係の情報、各種相談情報及び保護記録等が考えられる。

(注2:本条項をはじめとする中央当局間での情報の交換(裁判資料となり得るものを含む。)については、それぞれの中央当局による対応がケースバイケースとなることに留意する必要がある。)

【賛成】1件

●外務大臣のかかる権限は、条約第7条第2項dの趣旨を実現するために必要なもの。(大阪弁護士会)

【意見】3件

●「関係者(子の返還を得るための司法上又は行政上の手続に係る裁判所及びその当事者)からの求めがある場合において」とある点については、「裁判所からの求めがある場合において」とすべき。また、子の常居所地国の中央当局に情報の提供を求める場合については、我が国の中央当局は、特に日本へのインカミングケースが多いと予想される締約国の中央当局との間で協議を行うなどして、実際に情報提供がなされるように努めるべきである。

子の社会的背景に関する情報を中央当局同士で交換できることが望ましいが、一方当事者からの要請ではなく、裁判所からの求めがある場合に限定する(ただし、裁判所は、当事者の求めが適切であると判断する場合には、これに応じて中央当局に求めることが前提)ことが適切。また、現状では、我が国以外の中央当局が情報提供の求めに応じないことも予測されるので、そのような場合には、邦人保護の趣旨から、当該国における我が国の領事館において、可能な限り情報収集をすることが期待される。(日弁連)

●他国の中央当局に情報の提供を求める場合に、実効性のある制度を構築すべき。特に日本へのインカミングケースが多いことが予想される締約国については、日本と同様の対応を求めるべく、具体的な制度を立ち上げるべき。(個人)

●もとの国に残った証拠(その国での子や家族の社会背景に関わる情報)が、相互主義のもと、日本の裁判所からの調査囑託に応じ提出されるよう各国との間で協力関係を確立する努力を尽くすべき。また、中央当局経由で申立国から得られた証拠資料の翻訳は、中央当局の責任で行われるべき。(個人)

(2)

ア 外務大臣は、我が国以外の条約締約国の中央当局から子の社会的背景に関する情報の提供を要請された場合において、次のいずれにも該当するときは、関係行政機関、関係地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人等の長、特殊法人及び認可法人の代表者並びに関係のある民間の団体に対して、必要な情報（本人（当該情報における本人に該当する者。）の知り得ない情報及び第三者に関する情報を除く。）を特定した上で提供を求めることができ、当該情報を当該中央当局に対し提供することができるものとする（注）。

一 当該中央当局からの要請の目的が適当であると認められるとき。

二 当該中央当局が要請の目的以外の目的で当該情報を利用することがないと認められるとき。

三 本人（当該情報における本人に該当する者。ただし、子に関する情報の場合は、申請者及び子を連れ去り、又は留置している者の双方。）の同意があるとき。

四 当該情報を提供することによって、子、子を連れ去り、若しくは留置している者又は申請者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められないとき。

イ アの情報の提供を求められた者は、遅滞なく、外務大臣にその情報を提供しなければならないものとする。

【意見】 3件

●「子の社会的背景に関する情報」について、要件とされている「目的が適当であること」、「目的外利用をしないこと」、「本人の同意」だけでは、提供すべき情報が無限定に広がるおそれも懸念される。民間団体に情報提供義務を課することが前提とされていることにも照らし、ガイドライン等により、「子の社会的背景に関する情報」や情報提供をする団体等について具体的な例を挙げて、限定的なものとして運用されるようにすべき。（日弁連）

●アの三の要件以外は賛成。アの三については、同意権者が子を連れ去り、又は留置している者であった場合には、その同意を情報提供の必須要件とすると、条約の趣旨を実現するために實際上重要な情報が開示されないこととなることが懸念される。個人情報保護の観点については、一、二、四の規定により十分配慮されていると考えられるため、三の要件を要求しないものとするべき。（大阪弁護士会）

●交換を予定する「子の社会的背景に関する情報」は余りに広範にすぎ、制度目的を逸脱するおそれが強く、個人情報の保護に逆行する。（個人）

8. 子の返還を得るための司法上の手続の開始についての便宜の供与

【意見なし】

9. 法律に関する援助及び助言の提供についての便宜の供与

これら便宜の供与の具体的制度の在り方については、なお検討するものとする。

【賛成】 3件

●締約国の法制度等に関し、予め締約国から情報収集し、その日本語訳を用意すべき。ハーグ条約の締結に際し、締約国における子の監護、子の連れ去りなどの法制度に関する情報が不可欠であるところ、これらの情報への日本語でのアクセスを確保すべき。そこで、8、9の具体的制度の在り方について検討する際には、これら情報の提供の在り方についても検討すべき。なお、必要と思われる締約国の法制度等に関する情報のうち、主なものは①子の監護に関する主要国の法制度等、②児童虐待に関する主要国の法制度等、③DVに関する主要国の法制度等、④法律扶助制度の概要及びその運用状況、⑤主要なハーグ返還事件裁判例（INCADAT（The International Child Abduction Database）掲載判例を含む。）⑥弁護士リストの提供等。（日弁連、大阪弁護士会、個人（第三文のみ））

10. 子の安全な返還の確保

（1）外務大臣が、国内に所在する返還援助申請の対象である子が我が国以外の条約締約国（当該子が常居所を有していた国）に安全に返還されることを確保するため、また、子が当該条約締約国に戻った後、本案審理の開始等につき、子と共に常居所地国に戻った日本人親からの求めに応じて、次に掲げる措置をとることが考えられるが、具体的にどのような措置をとるのが適切かについては、なお検討するものとする。

ア 個々の事案の具体的事情に応じ、当該我が国以外の条約締約国の中央当局に必要な協力を求めること。

イ 子又は子と共に常居所地国に戻った親が日本国籍を有する場合には当該我が国以外の条約締約国を管轄する我が国の在外公館が適切な支援を行うこと。

（注：返還援助申請の対象である子が常居所を有していた条約締約国の中央当局及び当該条約締約国を管轄する我が国の在外公館とも連携しつつ、適切な措置をとることが適当であると考えられる。具体的には、返還後の子の安全の確保が懸念される事案であれば、適当な保護機関又は司法当局に通報すること、子が常居所を有していた国において利用し得る保護措置やサービスについて情報を収集すること等が考えられる。）

【賛成】 3件

●具体的措置の内容につき、なお検討することにつき賛成。子の常居所地国の中央当局及び在外公館と連携することが必要であり、特にDV事案などについて、子が当該条約締約国に戻った後、本案審理に関し、日本国籍を有する親の支援は十分に行われる必要がある。

また、例えば、米国では、子の安全の確保のための方策について裁判所に幅広い裁量が認められているようであり、日本においても、他国の運用をできる限り参考にして幅広い方策の実施が可能となるような制度が設けられるべき。（大阪弁護士会）

●イに関し、子と共に常居所地国に戻った日本人の親に対して、在外公館が保護機関、保護措置やサービスについて情報を単に提供するだけでは不十分であり、法的手続による保護が必要ではないか。（個人）

(2) 外務大臣は、国外に所在する返還援助申請の対象である子が国内に安全に返還されることを確保するため、国内関係機関に対し、必要な情報(注)の提供その他の協力を要請することができるものとする。

(注：以下の情報を関係省庁に求めることが想定される。

ア 入国手続に関する情報

イ DV被害者等について、DV防止法に基づく対応並びに虐待を受けた児童に対する児童福祉法及び虐待防止法に基づく対応に関する情報

ウ 子及び子と共に帰国する親に対する社会保障給付等に関する情報

また、返還申請の結果、子が我が国(子が常居所を有していた国)に返還されることになったものの、(養育能力がない等の理由により)申請者の元には子が戻らない場合に、当該申請者から日本国内における面会交流支援等につき相談があれば、我が国の中央当局は、面会交流支援機関の紹介等の支援を行うことが適当と考えられる。)

【賛成】3件

●子の福祉の観点から、返還された子の安全の確保は極めて重要な課題で、我が国への返還が問題となる他の事例において、他国が定めた返還拒否事由の有無の判断に影響を与える可能性もある。このためには、情報の提供に留まらない、関係機関とのより積極的な連携が必要となる場合もありうる。(大阪弁護士会)

●政府はDV被害者を、どの様に支援してくれるのか。返還の申立が行われた場合に、公的な支援を一人一人に対して親身になり対応してくれるのか。被害者の意見をもっと聞き入れて、政府の支援体制を作ってほしい。(個人)

第3 子との接触に関する援助

1. 接触援助申請

(1) 条約第21条の規定に基づく申請(以下「接触援助申請」という。)は、書面(日本語又は英語により記載したものに限る。)を外務大臣に提出して行うものとする。

(2) (1)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 申請者、子及び当該子を現に監護している者の特定に関する事項

イ 可能な場合には、子の生年月日

ウ 子が一の条約締約国に常居所を有していたこと、申請者が当該条約締約国の法令により接触の権利を有しており、かつ、子を現に監護している者により当該接触の権利が侵害されていることその他の申請者が子との接触を請求する根拠

エ 子の所在及び子と共に所在すると推定される者の特定に関する全ての入手可能な情報

(3) 接触援助申請に必要な書類(注)その他の詳細については、なお検討するものとする

る。

(注：接触援助申請に必要な書類は、例えば、以下が想定される。

- ・接触援助申請書
- ・子が16歳未満である根拠
- ・接触の権利を有していることを証明する根拠)

(4)(1)の申請は、申請者が我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて送付するか、又は外務大臣に対し直接行うものとする。

【賛成】3件

●返還援助申請の場合に準じると思われる。(大阪弁護士会)

【反対】1件

●適用範囲を、条約締結後の国内への不法な移動事案に限定し、条約発効前の連れ帰りも、条約発効後のハーグ違反でない連れ帰りにも、連れ帰りでない事案にも、本条約の適用はないことを明記すべき。(個人)

【意見】2件

●過去に遡って接触の権利侵害を主張する案件全部に対応することは予定されている中央当局の体制では不可能であろうし、DV等の理由で条約締結以前に国内に避難してきた母子の安全・安心を阻害する。

パブコメ案は、「国際間の子の連れ去りまたは留置」を理由とする接触の権利侵害に限定していないようにも読め、条約事案ではないものにまで国内法で国が援助を拡大すべき理由はないし、明らかにハーグ条約のための中央当局の職分を超えることになる。(個人)

●DV・虐待の加害親が申請者の場合には接触の援助を拒否できるという項目や、継続的な暴力、精神的ネグレクト、配偶者としての役割を放棄し、生活費を入れない、家庭を顧みないなどの申請者に多大な非があることが証明された場合、またはその可能性が強い場合には、被害者の個人的情報を相手に与えなくてよいという特約を設けてほしい。(個人)

2. 接触援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合

(1) 外務大臣は、接触援助申請の対象である子が我が国以外の条約締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由があるときは、当該接触援助申請を当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付するものとする。

(2) 外務大臣は、(1)の送付をしたときは、その旨を申請者(我が国以外の条約締約国の中央当局から接触援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局)に通知するものとする。

【賛成】2件

●第2 2. 記載のとおり、この場合は所在先の国・地域名をLBPに知らせるべきである。(大阪弁護士会)

3. 子との接触に関する援助の実施

(1) 接触援助申請があった場合（我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて接触援助申請の送付を受けた場合を含む。）において、申請者が主張する接触の権利が、我が国及び子が常居所を有していた国（2.（1）の場合においては、我が国及び子が現に所在する国）の双方について条約が効力を生じた後に拒否されたとき又は拒否され続けているときに、外務大臣が第2の4. から9. までの援助のうち、具体的にどのような範囲の援助を行うのが適当かについては、なお検討するものとする（ただし、第2の6. のうち、子の任意の返還を除く。）。

【反対】3件

●ハーグ条約第21条の趣旨を尊重し、過去に遡っての接触援助を認めることに一応の合理性はある。ただ、過去に遡る支援であり、不法な連れ去り、留置等ではない国際間の子の移動のケースも支援の対象となるとすれば、締結直後から接触援助の申請件数は非常に多数に及ぶ可能性もあると考えられるので、これらの申請者に対する接触援助のための中央当局の体制や接触援助の支援システムの早急な充実が求められる。

支援の内容として検討されている子の社会的背景に関する情報の交換については、そこで意味する社会的背景の内容が必ずしも明確ではないこともあり、接触援助申請においてまで中央当局が子の社会的背景に関する情報を把握し、我が国以外の条約締約国の中央当局との間で交換することが必要、適切であるかは十分検討されるべき。（日弁連）

●申請者が主張する接触の権利が拒否されたとき又は拒否され続けているときには様々な状況が考えられるので、なお検討が必要である。

また、接触援助については、親と子の面会交流が適切に行われることは子の最善の利益の観点からも重要なのであるから、条約第35条の規定にかかわらず、我が国の本条約加入前に、連れ去り、留置があった事案についても、中央当局としてはできる限りの援助を行うことが望ましい。（大阪弁護士会）

●法務省の中間取りまとめによれば、「第3 面会交流関係 ハーグ条約第21条に規定する接触の権利 (rights of access)については、ハーグ条約に特有の裁判手続に係る規律は設けないものとする。」とある。従って、補足説明にある「基本的に返還援助申請を受けた場合と同様の対応になる」というのは不適當である。外務大臣による援助の範囲は、4. 国内における子の所在の通知、および6. 裁判手続を含まない問題の友好的解決のみにとどめるべきである。（個人）

(2) 外務大臣は、(1)に定める場合のほか、申請者と、子を連れ去り、又は留置している者との間の合意又は裁判手続に基づく返還手続が進められている間も子と親の面会及びその他の交流の機会を確保するため、第2の6. の友好的な解決の一方法として、適当な場合には家事審判法に基づいた調停の制度を紹介すること等、しかるべき措置をとること

が考えられるが、具体的措置については、なお検討するものとする。

(注：調停機関，民間紛争解決手続事業者，裁判所その他解決を図る関係機関を介した面会交流の機会を確保することが考えられるが，こうした支援の具体的な内容については，受け皿の確保やニーズの把握等に努めることとする。なお，家事審判法に基づく調停の制度を紹介することの適否については，法制審議会における調停制度の在り方についての議論も踏まえ，なお検討するものとする。)

【賛成】 1件

●調停機関，裁判所，その他，民間の裁判外紛争解決機関であって国際家事紛争を適確に取り扱うことができると認められるものを紹介するなどして，面会交流の機会を確保するものとするべきであると考えられるが，具体的措置については検討を要する。(日弁連)

【意見】 4件

●子との接触に関する援助の実施については，場合により家事審判法に基づく調停の制度の紹介を行うという程度しか，具体的な整理がなされていない。

何らかの事情により，当事者間では，円満に子と別居親との面接が実施できないという場合，家庭裁判所における面接交渉の実務においては，家庭裁判所内の面接室で調査官が立ち会う等の方法により，障害事由をクリアにして試行的な面接を実施できることがあるが，これはあくまでも調停段階ないし審判が出るまでの間に限られており，一般的な国内事案においても，子の利益にかなう安全な面会実施のためには，子の利益に十分配慮することのできる専門家たる支援員と安全な設備を備えた，安価で利用可能な公立の面会センターの設置が必要であると言われている。国境を越えた子の連れ帰り事案では，面会の機会に国外に連れ去られる危険があり，面会交流を実施することが国内事案以上に難しい。子との接触に関する援助を実のあるものにするには，他の関係省庁と協力の上，公立の面会センターの整備とともに，子の連れ去り防止策も含めた面会交流条件の整備が図られるべき。(兵庫県弁護士会)

●面会交流支援の紹介の実施を希望。現状では，裁判所による面会交流の実施に向けた取組が不十分。裁判所での対応が難しいのであれば，面会交流をサポートしてくれる FPIC (家庭問題情報センター) のような第三者による仲介も利用も検討すべき。(個人)

●親子の接触の権利(面会交流)について，外務省の検討案では「第3 子との接触に関する援助」が検討されているが，法務省の中間案では，親子の面会交流は現行の国内法の制度を使うことになっており，検討の整合性は全く図られていない。(個人)

●接触の権利を担保する面会交流について国際基準に則し，合理性のある一定の基準について，担保法で示すべきである。ハーグ条約の加盟にあたり，中央当局が責任を持って連れ去られてきた子の所在を明らかにし，親子の継続的な面会交流を保障する手続を定めることが必要。(個人)

●DV，児童虐待事案等においては，子が加害親に会うことは，子の PTSD をより深刻化させることがある。子が面会を希望せず，子と LDP が面会することが子の最善の利益に反し，適切でない場合は，面会はさせるべきではない。この点について，中央当局は司法機関でなく，面会交流が子の最善の利益に反するか否かの適切な判断をなしうる立場にないのであるか

ら、その活動は、裁判所等の紛争解決機関の単純な紹介に限定されるべき。(個人)

(3) 外務大臣は、国内において接触援助申請の対象である子との面会が行われる場合には、接触の権利が平穩に享受されるよう支援するための措置をとるものとする。

(注：具体的にどのような措置をとるのが適当かについては、なお検討するものとする。)

【賛成】 2件

●具体的な措置に関しては、十分な検討が必要。(日弁連)

●我が国において子の監護権を持つ親から、接触援助申請者による子または子の親に対する身体的、精神的暴力等の報告があった場合、子の安全と福祉を守るために、何らかの措置が取られる必要がある。例えば、暴力行為が証明された場合、外務大臣は当該接触援助申請を却下できるものとするべき。(個人)

【(2) 及び (3) に賛成】 1件

●現在我が国の実務上認められる面会交流以上に充実した内容での面会交流を可能とするような措置が期待される。

家事審判法に基づく面会交流のための調停については、現在我が国の実務上認められる面会交流の内容(回数、条件など)は、他の先進国における面会交流の実態と比べて貧弱なものであるとの指摘がある。また、現在の我が国の調停の運用は、進行が遅く、他国と比べて時間がかかりすぎるとの指摘もある。我が国への連れ去り事例において、LBPの中には、十分な面会交流が確保されるのであれば、子がTPの下で養育されることを容認する者も少なからずいると思われる。面会交流についてより進んだ制度を有する国並の面会交流が迅速に確保される態勢が整っていることは、ある意味激烈な結果を招く返還援助申請自体を抑制し、また、返還援助申請がなされた後の当事者間での友好的な解決にも資する点で、重要。裁判外紛争解決機関には、面会交流の促進や支援をもその機能の一つとして持たせるべき。(大阪弁護士会)

(4) 外務大臣は、接触援助申請に係る書類に照らし以下に例が挙げられる要件(注)に該当することが明らかであると認めるときは、当該接触援助申請を却下することができるものとするが、接触援助申請の却下に係る具体的な要件については、なお検討するものとする。

ア 子が16歳に達していること。

イ 子が我が国に現に所在しないこと(2.(1)の場合を除く。)

ウ 接触の権利が侵害されたとされる時の直前に子が一の条約締約国に常居所を有していなかったこと。

エ 子を現に監護している者により申請者の接触の権利が侵害されていないこと。

オ 接触の権利の侵害が一の条約締約国から他の条約締約国への子又は親の移動を伴わずに生じたこと。

(注：一の締約国の国内で生じている接触の権利の侵害の問題（いわゆる国内事案）については、条約に基づく接触の権利に関する援助の対象とはならない。)

(5) 外務大臣は、接触援助申請を却下したときは、その旨及びその理由を申請者（我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて接触援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局）に直ちに通知するものとする。

【賛成】 3件

●賛成するが、(4) エの要件については、前記第2. 2. (2) 記載の内容と同様の問題がある。(大阪弁護士会)

●(4) エの要件である「接触の権利が侵害されていない」とはどのような定義か。移動により面会権の実行が難しくなった場合、どの国の裁判所によって新たな条件を決定するための調停を行うのか。却下の具体的な要件に、子又は子を監護している者が申請者から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けたことがあり、面会を行うことにより子が更なる暴力等を受けるおそれがあること、といった内容を加えるべきではないか。子の福祉を尊重するための具体的な要件が追加されるべき。(個人)

第4 不服申立ての制限

外務大臣によってとられた措置については、返還援助申請及び接触援助申請の却下を除き不服の申立てをすることができないものとするべきか、なお検討するものとする。

【意見】 5件

●却下の場合に、行政不服審査法上の不服審査の申立、又はそれに準じた手続を行うことができることとすべき。他方で、申請を承認した場合、それ自体には不服の申立を認める必要がないが、TP の人権を直接制限するような手段については、その具体的な手段それぞれについて、不服審査の申立を行うことを認めるべきである。ただしこの点は、LBP の返還援助申請及び接触援助申請、その承認、これに基づく中央当局の具体的な措置を、事前または事後に TP に告げるのか、どのように告げるのかといった点と総合的に検討すべき。(大阪弁護士会)

●不服申立てについては、様々な理由があることを考慮して幅広く受け付けることが必要。(個人)

第5 その他

1. 在外公館による邦人のための支援体制

●在外邦人に対する支援として、子の常居所地国における在外公館において、DV・児童虐待等の保護手続・保護施設についての情報提供を行うとともに、邦人の帰国後、裁判所が必要と認める資料（当該公館において当該国の病院・警察などの関係諸機関に依頼することで容

易に入手できる資料)の収集のための援助態勢を整えるべき。さらに、過去に在外公館への相談・連絡等を行った場合に、後日裁判所等からの照会に回答する態勢を整えるべき。(日弁連、NGO すぺーすアライズ(第二文のみ))

●在外公館において、DV・児童虐待等の被害を受けた邦人のために、日本語で支援する体制を作り、DV防止法上の配偶者暴力相談支援センターの機能に類似した機能を果たせるようにすべき。在外公館において、現地の法律や社会資源に通じ、被害者保護に十分な経験のある団体・機関と提携し、邦人からの日本語での相談を委託するようになれば、それにより、邦人が抱える困難を相談し、必要に応じて一時保護や法的手続きを取ることにつき支援を受けられるようになり、子連れ帰国に踏み切らなくて済むようになるケースも増えると期待できる。さらに、これらの相談・支援内容において、在外公館が委託先機関から、逐次文書で報告を受け、DVや虐待その他の被害が起こった事実に関する相談の情報を保管する体制を整え、後日、当該邦人もしくは、日本のハーグ返還審理裁判所から照会を受けた際には、上記情報を提出することとして、邦人に対するDVや虐待の立証の困難を少しでも救うようにすべきである。

在外公館は、邦人からの要請を受けた時は、邦人が関係機関(病院や警察等)において必要な保護や援助を受けることができるよう、これら機関に要請する等の支援も行い、邦人から連絡を受けたり、相談に応じた記録とともに、邦人等の利用に供することができるようにすべき。このような証拠収集面からの支援もなければ、常居所地国でのDVや虐待の立証の困難は救いがたい。(兵庫県弁護士会、個人)

●中央当局の役割として、今回の中間とりまとめ案に記載の内容以外に、他国に在住する日本人に向けて、本条約の内容と考慮すべき事項について適切な広報を行うこと、また他国において日本人がDVや児童虐待、離婚等の法的対応が必要な状況に陥った場合にできる限りの援助を行うことも、採り入れるべき。(大阪弁護士会)

●まず母子を大使館で保護(日本に連れ帰った場合も現地の日本大使館に速やかに戻す)、そこから現地機関と夫側の大使館とも連携して調査、DVと認められたら日本への帰国を認める。証拠不十分であれば現地での親権裁判へ移行。その場合は元夫、元夫の大使館(現地機関)とも連絡をとり、別居での裁判、法的に母子が現地で守られることを確認し、公正に親権裁判が行われるようにする。お金がない場合は両大使館が夫と妻が話し合いを持てるような場を提供する。その間、子の旅券は日本大使館が保留。(個人)

●在外公館は、①現地の法制度、保護支援制度に関する邦人への情報提供を確実にを行い、②現地の保護支援機関(警察、シェルターなど)との間で、日常的に意見交換・情報交換などを行って信頼関係を作り、日本人母親からDVや子虐待の相談を受けた場合には、これら現地保護支援機関を紹介し、③日本人母親からDVや子虐待の相談を受けた場合、それをきちんと記録化しておくこと、本人からの照会があれば回答し、これらをシステム化すべき。なお、領事部に赴くことができない場合も多いと思われるので、24時間対応のホットラインやメールによる相談体制を開設すべき。また、現地に長く居住し現地事情にも詳しい日本人の団体と連携をとり、きめ細やかな支援体制を作り(コミュニティによる支援)、外国に居住することを希望する日本人にも、日本国内で情報提供・助言をすることを望む。(個

人)

●外国では、日本人コミュニティーが存在しない場合が多く、現地日本大使館、領事館からの支援が国際問題としても重要である。ニューヨーク総領事館は民間の医療／福祉団体と提携してきめの細かい支援をしている。ヨーロッパ各地、その他の国々においても、問題に遭遇した日本人女性が均等に法的援助、邦人としての尊厳のある総合的なケアを受けられるよう、国が率先して方策を練っていただくことが重要。(個人)

●在外公館の外国に居住する邦人、とりわけDV被害を受けている邦人女性を保護する機能を強化し、また、DVや子に対する虐待についての保護を強化するとともに、政府においては締約国にDV被害者や子虐待の当事者に対する保護を強化し、とりわけ外国人女性に対する保護の強化を求める。(NGO すぺーすアライズ)

2. ハーグ返還裁判事例の実態調査にかかる調査 2件

●我が国に関わるハーグ返還事案については、我が国の中央当局において、実態調査をする制度をハーグ条約実施のための国内法におくべき。具体的には、少なくとも子の年齢・性別・家族状況、常居所地国での居住経緯と期間、連れ去り後返還拒否)までの期間、返還審理の結果、子の連れ去りの原因・子と双方の親との関係、返還された場合には、その後の常居所地国での子の監護裁判の結果や子の実際の監護状況等について調査し、その結果を集積して、定期的に公表し、条約の運用の改善に役立てるべき。(兵庫県弁護士会)

●日本国が関わるハーグ条約上の「連れ去り」事案について、国が、その実態を調査・公表し、法の見直し等に役立てる体制を条約実施の国内法に取り入れられたい。(個人)

3. その他(現行の国内制度一般)

(1) 国内法制度の改正の必要性 49件

①総論 4件

●政府は日本の単独親権制度、DV防止法、家裁の不適切な運用により、離婚、別居(子の連れ去り)により「子の最善の利益」を損なっている実情を正確に把握して、法を整備すべき。子供の権利条約に規定される「児童が最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する」ことが「子の最善の利益である」との前提に立ち、国内担保法を整備すべきである。(個人)

●「連れ去りによる継続性の原則」、「母親優先の原則」、「面会交流の制度」等の国内法を見直すべき。(個人)

●民法766条が改正を経た日本の関連法の整備、国民の認識、家裁の運用姿勢は全く不十分。現在の国内法制度や家裁運用の下では、母子共生の理念を優先させ、非監護親が父親であるケースは、確定判決の前後を問わず、母親である監護親による実子との引き離しが常態化している。この国内法制度不備の状況下でハーグ条約を遵守すると、ハーグ事案での子の返還請求における国内裁判所審理と、国内事案での裁判所審理が矛盾する結果になるという懸念あり。(個人)

②子の連れ去りの罰則化 3件

●連れ去りには、刑罰を処するようすること。ただし加害者による連れ去りに対してであり、DV被害者が子の保護のために連れ去る場合は罰しない。(個人)

③共同親権の制度化 12件

●ハーグ条約を推進するならば、国内法律も国際的な法律と照らして同様な選択肢が取れる制度に変えるべきである。まずは日本の親権制度に共同親権も選択出来る制度にすることが必要。(個人)

●虐待やDVなどがあり、夫に子を託した場合に、子の安全を守ることができないこともあるので、選択的共同親権制の導入を検討すべき。(個人)

④面会交流制度の改善 20件

●DVや虐待ケースの場合、加害者との接触の援助を拒否できなくてはならない。(個人)

●親権を持たない親には、子に害が及ぶことが証明された場合を除き、子が16歳になるまで1年のうち最低2～3ヶ月、自由に子との電話もしくはメールを通じた面会交流を受ける権利が与えられるべきである。また、親の国籍が異なる場合は、親権を持たない親の国での面会時間を最低2～4週間与えるべきである。親が子を虐待した場合や、親に重大な精神疾患がある場合は、それを証明した上で、親と子の接触禁止を判断する。(個人)

●日本において、別居・離婚後、非監護親と子の交流が極めて貧しい内容でしか行われず、社会問題化している実態を鑑みれば、今の日本の司法制度のままでは、ハーグ条約の趣旨は担保されない。(個人)

●欧米標準の面会交流が実現する法的な仕組み(隔週2泊3日、長期休暇には長期宿泊を認めるなど)を新たに構築する必要がある。さらに、監護権者が面会交流の取決めに違反した場合には罰則を科すなど面会交流の実効性を高めている。日本では面会交流の頻度も少なく(月1回、2時間程度)かつ、法的強制力もないため、監護親が拒否すれば、それも実現しない。欧米の法的な仕組みに比べると、日本の離婚後の面会交流、共同養育の法的な仕組みは「真に子の最善の利益」を考慮したものとはなっていない。(個人)

●ハーグ条約第21条の目的のため、時代遅れの国内法に基づく子への接し方の日本の概念は、極度に制限されていて、米国の重罪犯が有する自分の子との面接交流権と同程度である。取り残された親に与えられる面接交流権は可能な限り、自由で、監視されず、尊厳を傷つけないものにするという日本の保証を要望する。(BACHome)

●本来離婚等で別れ別れになった親子が人間的な関係及び接触を維持するために必須の権利であるにも関わらず、日本では、面会交流の実現が極めて困難な状況。その原因として①面会交流に関する法律が存在しない②裁判所が面会交流に対し、消極的であり、色々な理由をつけて面会交流を認めない、③裁判所での審議は時間がかかる、④裁判所で面会交流の実施を決めることができたとしても、監護親が拒否をすれば、強制力も罰則もないため、面会交流の実施は守られない、⑤面会交流を援助する社会的支援の不備等があげられる。(個人)

⑤国内の現行制度 6件

●ハーグ条約加盟及び共同親権は、先進国だけでなく、韓国や中国でも常識となりつつある。日本も国際社会の一員として相応しい法律の下で、健全な考え方をもった国民としての行動がとれるよう法律改正が必要。(個人)

●ハーグ条約は、個別の紛争案件を取り扱う実務条約であり、日本国内で法曹界が通用させてしまっている子の権利をないがしろにしても是とする民法の後進性が必ず障害になる。(個人)

●面会交流についてもきちんとしたルールの取決めができる法律がなければ海外からは批判されるだろう。(個人)

●国内での子の連れ去り案件の規制ができないままで、ハーグ条約に加盟して諸外国にどう説明するのか。(個人)

(2) DV 及び虐待問題

①DV 虐待対策 35件

●DV 女性がどんな思いで、男性から離れてくるかということを思うと、あまりに被害者を無視した条約。それでも、両親のどちらと住むかについて選ばざるを得ない時は、しっかりと子の意見を聞ける環境を作り、心を通わせることができ、本当の意味で子の思いを聞いてくれる人、第三者機関が入り、どちらと住みたいかを聞いてもらいたい。(個人)

●この条約を締結するのであれば、女性の安全を守るシステム、子の意見を聴くシステムを確立、整備が必須。(個人)

②DV 認定に係る問題点 20件

●国際離婚により連れ去られる理由は、大部分がDVの主張によるものであり、その大半が捏造DVである。

家庭裁判所は従来から女性偏重主義を取っており、少しも公平な処置を行っていない。作るべき法案はDVを理由に連れ去った妻の親権を剥奪し、連れ去った子について成された養子縁組を無効にし、しかもこれまでのケースについても遡及的に同じ扱いを認め、DVに明白かつ客観的な証拠がない場合には全面的に子を元に戻すものでなければ条約の精神に沿ったものとは言えない。(個人)

●国内では、DV 冤罪ケースが多発している。特に精神的DVなどは、本人がDVと言えばDVということになってしまうので、この理屈だと、ハーグ条約で返還を求められても、とりあえずDVを理由にすれば返さなくてもよいということになり、何でもかんでもDVの訴えが出されるようになる可能性は否定できない。(個人)

●司法現場での証拠無きDV認定を禁止。DVに関する認定基準を厳格にし、冤罪による被害者を減らすとともに、真のDV被害者を埋没しないままに助け出せるようにすべき。(個人)

●相手のDVから逃れるためとしてDVをでっちあげ、弁護士指定のシェルターに半年ほど入居させ、一切相手方と会わせない。また、相手に連れ去られる前に子を連れ去りなさいとい

った弁護士の対応も問題がある。(個人)

(3) 締結の方針

①条約加盟に賛成 28件

●ハーグ条約の批准は日本の大きな一歩。しかし、数十年外国より遅れをとっている国内法や日本人のおかしな習慣を改善し、他の批准国と合わせなければ外交問題になる。(個人)

●ハーグ条約未加盟による日本の対応全般に対する不信感から、正常に国際結婚を営んでいる人まで、子を連れての不合理な出国拒否に巻き込まれることは理不尽極まりない。法的なスクリーンを何も通さず、子を連れて帰国さえすれば事実上子との生活が確保できてしまえるというのは、事情はあれ法治国家のルールには馴染まない。日本に対する国際的な信用力の低下も加味して考えると、ハーグ条約の批准は世界的に不可避な流れであるので、日本としてもこの批准をした上で、子の利益を考慮して例外に該当すべき案件は断固子の返還の拒否ができるようしっかりと国内法及びその運用を整備していくことが大切である。万全の準備をして、賛成派の人も反対派の人も皆が納得できるような合理的な運用を図って欲しい。(個人)

●ハーグ条約の早期批准と国際基準に合わせた国内法の改正(共同親権・共同養育)を希望する。子を連れ去った経緯もそれぞれでDV等の問題もあるかと思うが、子の利益を考えた場合にはハーグ条約に批准すべきである。(個人)

●ハーグ条約締結国が、虐待行為やDV行為を見過ごしているとは思えず、国内にせよ国際間にせよ、連れ去り行為が行われる前の状態に戻して、話し合いが行われることが、最初にとるべき方法。(個人)

●日本がハーグ条約に未加盟であり、子の福祉への関心が薄い国家であると考えられていることにより、フランス国内ですら私と子の外での面会は認められていない(私の子を日本へ連れ去った場合に法的強制力をもって子をフランスに連れ戻す手段がないことを警戒しているものと思わるため)。(個人)

●「単独親権」、「母性優先」、「監護の継続性」という、厚い法律の壁があるため、離婚して元妻に連れ去られた子に、自由に会うことができない。(個人)

●現在の面会交流は、監護親の利己的な反対だけで、中身を貧弱にされる。ハーグ条約の最大の趣旨に照らし子の希望が最大限適うよう内容を充実してほしい。(個人)

●ハーグ条約未加入が障害になり、一方の親は子に会う事もできなくなっているケースもある。加入に当たり一番の問題は、関連する国内法の整備である。今のまま加入すれば、整合性が取れず、問題が大きくなってしまう可能性がある。(個人)

●両親の関わる子育ての有効性は、世界で証明されており、今回の日本の批准は、世界標準に追いつくチャンスである。(NPO 法人保育支援センター)

●現在日本でハーグ条約に反対している、連れ去ってきた側の女性たちの言い分が「日本の文化にそぐわない」「欧米型家族の強制」という言葉にすり替えられ、誘拐を正当化されているように思えて大変残念である。(個人)

●日本がハーグ条約に加盟する準備を進めると決定したことを称賛し、日本の取組への強い

支持を表明する。日本に対し、ハーグ条約を実施するために同条約の目的と精神を認識した法律を制定し、不法に連れ去りまたは留置された子の常居所地への速やかな返還を促進し、他の条約締結国の法律に基づく監護の権利および接触の権利を効果的に保護するよう促す。裁判所命令が実効的となる体制が必要であるほか、返還拒否事由は限定的であるべきであるとする。 (オーストラリア, カナダ, フランス, ニュージーランド, 英国, 米国政府)

②条約加盟に反対 14件

- 共同親権に問題はないのか。別れた母親と父親が、子の教育方針を巡ってもめる姿をみるのは子に悪影響。(個人)
- 海外で結婚して逃げるように帰ってきた日本の母親が、この条約により、また子を奪われ、そして大変な心の傷をまた受けかねないと思う。DVは危険性だけでなく、経済的DV、精神的DV、などさまざまなDVがあるなか、直に暴力がないからといって、子や母親の権利、意見を無視されかねない。(個人)
- 日本女性を保護するためにも、絶対に欧米の圧力に負けることなく、国内世論では反対が多いということでハーグ条約には加盟しないほしい。(個人)
- 養育親がDVなどの事情により、やむを得ず、国外に子と共に出ざるを得ないような場合でも、罪となり、子が元の居住国に戻されることは、養育親や子の人権や心身の安全を脅かすものであり、到底認めることはできない。また、DV被害を受けた女性の場合、DV被害を女性自身が証明するのは非常に難しく、元の居住国に戻ることは、再びDV被害に身をさらすことになる。(W・Sひょうご, しんぐるまぎ一ず・ふおーらむ 尼崎)

③条約加盟に慎重 7件

- 本来、どちらの国でどちらの親と生活するのが本人にとってベストなのか、子の立場から判断すべきであり、返還ありきではないはず。(個人)
- 日本は単独親権制度だが、共同親権制度を採用している国や地域との共通の法的理念の採用は慎重に検討して、文化や根底の考え方の違いを良く理解して欲しい。了解を得ないで子を連れ出さざるを得ない深刻な状況にあるDV被害者には特別の配慮が必要である。(ハンドインハンド大阪の会)
- 親の権利ということではなく、まず一番に子の福祉や子の権利という観点から、納得がいく説明がなされた上でハーグ条約の受け入れ、批准を考えていただきたい。条約を結べばどうということが起こり得るかも含めて、もっと国民にわかりやすい説明を求めたい。(個人)
- 日本では、まだまだ女性の社会的地位は低く、経済力もない場合がほとんどで、DV被害にあっても、子を連れて逃げ出す他に解決方法がないケースがほとんどである。こうした状況でこのような条約が批准され、国内法に適用されれば、DV被害者救済への道が閉ざされてしまう。立証の義務を被害者に求める現行の判例等をみると、極めて限定的な運用になることが懸念される。(個人)
- 簡単に締結するべきではなく、まずは自国で法律や専門機関をつくり、子のケアもふくめ

でもっと考えることが先決。(個人)

(了)